

ごみ減量・リサイクル通信

発行：船橋地区ごみ減量・リサイクル推進委員会 事務局：船橋まちづくりセンター

2025.08 No.25

TEL:03-3482-0341 FAX:03-5490-7031

不法投棄は犯罪です！

◇不法投棄とは

- ・決められたごみ集積所以外の場所へ廃棄物を捨てること。
- ・粗大ごみ処理券を貼らずに、粗大ごみを集積所へ捨てること。



違反すると…



5年以下の懲役または 1,000 万円(法人の場合は 3 億円)以下の罰金

またはその両方に処せられる場合があります。

※空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨ても不法投棄になります！



不法投棄の現場を発見したら、110 番通報してください！

◇集積所や道路上などで不法投棄を発見したら…

- ・集積所の場合…砧清掃事務所(03-3290-2151)へご連絡ください。
- ・区立公園の場合…砧公園管理事務所(03-3417-9575)へご連絡ください。
- ・道路(区道)上の場合…砧土木管理事務所(03-3417-9571)へご連絡ください。
- ・都道(環状8号線)の場合…

東京都建設局第二建設事務所(03-3774-8182)へご連絡ください。

※いずれも船橋・千歳台地区の場合

◇私有地や私道に不法投棄されている場合

投棄した者を特定できない限り、私有地や私道の管理者・所有者の負担で投棄されたものの処分をすることになります。



不法投棄の被害にあわないために、柵を設置する、警告看板を掲示するなどの対策をしましょう！

「粗大ごみ」は、

粗大ごみとは…
一辺の長さが 30 センチ
メートルを超えるもの

計画的に、正しく出しましょう。

世田谷区粗大ごみ受付センター

- ▶ 粗大ごみの廃棄は、ご自身で手続きしていただく必要があります。
廃棄の際は、受付センターへお申し込みください。申し込み方法は 2 種類です。

インターネット



または

電話

03-5715-1133

※月曜日～土曜日（午前 8 時～午後 7 時）

- ▶ 粗大ごみを出す方法は 2 種類です。

自宅前の収集

・・・自宅前など排出場所を確認してください。

申込みから収集まで最大 1 週間 3 日程度

直接持ち込む

・・・「船橋粗大ごみ中継所（船橋 7-21-15）」へ持込み

申込みから持込みまで最大 1 か月 1 週程度

※目安期間よりも前後する場合があります。

》 注 意 《

申込みをしてから
収集まで、日数を
要します。

申し込みから収集までの流れ

①粗大ごみの名称・大きさ・数量を確認する。



②粗大ごみの排出場所を確認する。



③インターネットまたは電話で申し込む。



④コンビニエンスストア等で
世田谷区の粗大ごみ処理券を購入する。



⑤世田谷区の粗大ごみ処理券を貼った粗大ごみを
排出場所に出す。
※収集当日の午前 8 時までにお出してください。
※収集当日の立ち合いは不要です。

① 詳しくは、「資源とごみの収集カレンダー」
または区のホームページをご確認ください。



資源とごみの収集カレンダー 区 HP